

商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明

経済産業省及び農林水産省は、本年4月5日、「商品先物取引法施行規則」及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」改正案（以下、「本改正案」という。）に関する意見公募を開始した。本改正案は、商品先物取引法施行規則（規則第102条の2）を改正して、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘（顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等についての顧客の理解度を確認した場合に限る）を、不招請勧誘（顧客の要請によらない訪問・電話勧誘）禁止の適用除外規定に盛り込んでいる。

商品先物取引法の不招請勧誘禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しなかったため、与野党一致のもと2009年7月改正で導入されたものである（2011年1月施行）。施行後、同取引を巡る消費者の苦情相談は激減しており、不招請勧誘禁止が商品先物取引被害の抑止に極めて有効であることは明らかである。

もっとも、不招請勧誘禁止規定の施行後も先物取引に関する苦情が消滅したわけではなく、70歳未満の個人顧客に対する無差別的な訪問・電話勧誘を許容するような立法事実が存在するわけではない。にもかかわらず、不招請勧誘禁止規定の適用除外範囲を本改正案のように拡大することは、70歳未満の個人顧客に対する不招請勧誘を全面解禁するに等しいものであって、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問・電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

また、2012年8月に産業構造審議会商品先物取引分科会は「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」として、商品先物取引に関する不招請勧誘規制を維持する方向で報告書を取りまとめている。現状において、不招請勧誘禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少ないと言えるような根拠は何ら示されていないにもかかわらず、不招請勧誘禁止規定を見直すことは、同報告書の内容に反するものであり、看過できない。

そして、本改正案に対しては、内閣府消費者委員会が、本年4月8日に「商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見」を発し、「改正案は、事実上70歳未満の消費者に対する商品先物取引業者による電話・訪問勧誘を解禁しようとするものであり、社会問題化してきた古いビジネスモデルを再び活性化させ、高齢者のいのち金や、一般消費者の生活基盤である預貯金を極めてリスクの高い投資に向かわせ、同時に、詐欺的投資勧誘を行おうとする悪質な事業者に格好のツールを提供する結果となる」とし、また、「改正案による7日間の熟慮期間の設定は、商品先物取引勧誘の局面において、とりわけ高齢者を含め複雑でハイリスク・ハイリターンな取引に不慣れな一般消費者の保護には、ほとんど機能しないものであることにも留意する必要がある。」として、改正案にお

ける熟慮期間制度の実効性にも疑問を呈し、不招請勧誘規制の緩和により再び商品先物取引被害が社会問題化する危険性を指摘して、改正案の再考を求めている。さらに、日本弁護士連合会も本年4月10日付で「商品先物取引法における不招請勧誘禁止緩和に反対する会長声明」を発し、強く反対を表明している。

このように、上記改正案は2009年7月に改正された不招請勧誘禁止規定を骨抜きにし、また、前記産構審分科会の報告書にも反するものであり、既に強い批判にされているところであって、到底許容できるものではない。

当会は、商品先物取引の不招請勧誘禁止規定を骨抜きにするような上記改正案に対し、個人の委託者保護の観点から強く反対する。

2014（平成26）年4月24日

宮崎県弁護士会

会長 柏田芳徳